

ひとり親世帯【世帯区分コード：13】

【資格】 募集案内書の7～16ページの資格を全て備え、申込者が配偶者がなく、かつ現に同居し、若しくは同居しようとする20歳未満の子を扶養している方

- 【注意点】**
- (1) 仮当選後の資格審査時に遺族年金証書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍全部事項証明書など入居資格をかくにんできる証明書を提出していただきます。
 - (2) 離婚手続き中の方は、仮当選後の資格審査時に離婚に関する誓約書を提出していただきます。また、入居契約時までには離婚を証明する書類（戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書）を提出する必要があります。